# 運営規定

## （通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション）

第１条（事業の目的）

医療法人すえひろ会が開設する渕上クリニック（以下「事業所」という。）が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当クリニックの医師、理学療法士、作業療法士、看護職員または介護職員（以下「通所リハビリテーション従業員等」という。）が、要支援状態または要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

第２条（運営方針）

事業所の通所リハビリテーション従業者等は要支援者又は要介護者等の心身の特性及び病歴を踏まえて、その利用者の可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指す。

第３条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

１　名称　　　　渕上クリニック

２　所在地　　　水俣市塩浜町２－４７

第４条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所が行う事業に勤務する職種、員数及び職務内容は次にとおりとする。

１　　管理者　　医師　　　　　１名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも診療に当たるものとする。

２　　管理代行　　　　　　　　１名

管理代行は、事業所が行う事業に対する通所リハビリテーションの利用の申し込みに係る調整、通所リハビリテーション従業員に対する技術指導、通所リハビリテーション計画の作成等を行う。

３　通所リハビリテーション従業員等

理学療法士・作業療法士　　　1名以上

看護職員　　　　　　　　　　1名以上（常勤換算で0.4以上）

介護職員　　　　　　　　　　5名以上（但し、土曜日に関しては利用人数に応じて調整する）

通所リハビリテーション従業員等は、通所リハビリテーションサービスの提供にあたる。

第５条（営業日及び営業時間）

事業所が行う事業の営業日、営業時間及びサービス提供時間は次のとおり定める。

１　営業日：毎週月曜～土曜日　　　但し、日曜・年末年始（１２月３０日～１月３日）は除く

２　営業時間：８時３０分～１７時３０分

３　サービス提供時間：９時３０分～１６時００分

第６条（通所リハビリテーションの利用定員）

事業所が行う事業の利用定員は次のとおりとする。

1.　1日当たりの単位：2単位　　但し、日曜日・年末年始（12月30日～1月3日）は除く

2.　1日の利用者数　：４5人　　但し、日曜日・年末年始（12月30日～1月3日）は除く

第７条（通所リハビリテーション内容）

通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。ただし、厚生労働大臣が定める基準に変更があった場合

は、それの基準によるものとする。

1.　1時間～2時間未満　　2.　2時間～3時間未満　　3.　3時間～4時間未満
4.　4時間～5時間未満　　5.　5時間～6時間未満　　6.　6時間～7時間未満
7.　通所リハビリテーション利用者に対する、食事の提供
8.　通所リハビリテーション利用者に対する、居宅と指定通所リハビリテーション事業所間の送迎
9.　入浴の介助　　10.　選択サービス等

第８条（利用料金等）

1.　指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、
そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
2.　第９条に定める通常事業の実施地域以外の利用者に対して行う送迎の費用は、実施地域を超えた時点から片
道１㎞あたり２０円の支払いを受ける。
3.　利用者の希望により通所リハビリテーション計画に基づく通常の時間を超える場合の費用は、１時間を超え
るごとに３００円を加算した額を徴収する。
4.　通所リハビリテーションに要した生活用品費等は、その実費を徴収する。また、食事代・リハビリパンツ代
は次の額を徴収する。
食材料費　　660円（おやつ代を含む）
リハビリパンツ代（１枚につき）Ｍ１００円　Ｌ　１２０円　ＬＬ　１５０円
おむつ代（１枚につき）　１４０円　おむつ用パット　８０円　尿取りパット　３０円
5.　第１項から第5項の費用は、利用者またはその家族に対し、事前に説明した上で支払いを受けることとする。
6.　第1項の支払いを受ける場合は、提供したサービスの内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、水俣市、津奈木町とする。

第10条（サービスに当っての留意事項）

通所リハビリテーション利用者の留意事項は、次のとおりとする。

1　通所リハビリテーション利用中は、医師、看護師その他の従業員の指示に従って心身機能の維持回復に努める。
2　サービスの提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨申し出ること。
3　サービスの提供を受けようとする利用者は、機能訓練の器具を取り扱う際には、従業員の指示にしたがうこと。

第11条（非常災害対策）

事業者の管理者は、消防計画に基づき、避難訓練等を行う。また、通所リハビリテーション従業員等が常に防災に心掛けるよう指導する。

（その他運営についての留意事項）

第12条

1　利用者が、正当な理由なく通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたと

きは、市町村に対して通知する。

2　利用者に対して、適切な通所リハビリテーションを提供できるよう、従業員等の勤務体制を定める。

3　従業員等の資質向上を図るための研修の機会をもうける。

第13条

1　従業員の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断等の必要な管理を行う。

2　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供給する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

3　事業者は、当該事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

第14条

1　従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
また、事業所の従業員であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2　サービス担当者会議において、利用者情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。

第１５条

利用者が別の事業所を希望した場合、担当介護支援専門員や他事業所との調整を図り、スムーズに移行できるよう支援する。

第１６条

居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他財産上の利益を供給することはしない。

第１７条

1　提供した通所リハビリテーションに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

2　自ら提供した通所リハビリテーションに関して、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示を求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

3　通所リハビリテーションなどに対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第１７６条第１項第２号に基づき行う調査にも協力する。自ら提供した通所リハビリテーションに関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

第１８条

1　利用者に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2　利用者に対する通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

第１９条

1　通所リハビリテーションのサービス提供中に当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

2　当該事業所は、利用者の擁護・虐待等の防止のため委員会・担当者を設置し、利用者やその家族からの苦情・相談に速やかに対応するとともに必要な措置を行う。

第２０条

事業所ごとに経理を区分するとともに、通所リハビリテーションの会計とその他の事業の会計を区分する。

第２１条
1　従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備する。
2　利用者に対する通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から５年間保存する。

第２２条
この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者が定めるものとする。

第２３条（虐待防止のための措置）
1　当事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。
ア　虐待防止のための委員会を設置し担当者を置き、利用者やその家族からの苦情・相談に速やかに対応する。
イ　虐待防止のための従業者に対する定期的な研修の実施。
ウ　その他、虐待防止のために必要な措置を講ずる。
2　サービス提供中に、当事業所職員又は擁護者（利用者の家族等）による虐待を受けたものと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

附則
この規定は、平成１４年５月１日から施行する。
この規定は、平成１４年６月１日より一部変更及び施行する。
この規定は、平成１４年７月１日より一部変更及び施行する。
この規定は、平成１５年４月１日より一部変更及び施行する。
この規定は、平成１７年１０月１日より一部変更及び施行する。
この規定は、平成１８年４月１日より一部変更及び施行する。
この規定は、平成１９年７月１日より一部変更及び施行する。
この規定は、平成１９年１２月１日より一部変更及び施行する。
この規定は、平成２０年９月１日より一部変更及び施行する。
この規定は、平成２１年５月１日より一部変更及び施行する。
この規定は、平成２３年５月１日より一部変更及び施行する。
この規定は、平成２７年４月１日より一部変更及び施行する。
この規定は、平成３０年４月１日より一部変更及び施行する。
この規定は、令和２年２月１日より一部変更及び施行する。
この規定は、令和３年４月１日より一部変更及び施行する。
この規定は、令和4年1月1日より一部変更及び施行する。
この規定は、令和4年12月1日より一部変更及び施行する。
この規定は、令和5年4月1日より一部変更及び施行する。
この規定は、令和5年10月1日より一部変更及び施行する。
この規定は、令和5年12月1日より一部変更及び施行する。
この規定は、令和6年8月1日より一部変更及び施行する。